

## 総務企画常任委員会次第

1. 日 時 平成 27 年 12 月 15 日 (火)  
午前 9 時 30 分 開会  
午前 10 時 34 分 終了
  2. 場 所 第 2 委員会室
  3. 出席委員 井田秀喜委員長、高野哲郎副委員長、片山瞬次郎委員、出戸清克委員、  
二木攻委員、宮西健吉委員、宮川吉男委員、橋本米子委員
  4. 欠席委員 なし
  5. 委員会の議題
- 

### <消防本部>

#### 【総務課】

- ・議案第 87 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について中関係部分

### <総合政策部>

#### 【ICT推進課】

- ・議案第 88 号 小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例について
- ・報告事項 大倉岳高原スキー場ロッジにおける公衆無線LANのサービス開始について

#### 【人事育成課】

- ・議案第 87 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について中関係部分

### <行政管理部>

#### 【管財課】

- ・議案第 93 号 財産の取得について

#### 【飛行場課】

- ・議案第 95 号 指定管理者の指定について中関係部分

#### 【税務課】

- ・議案第 89 号 小松市税条例の一部を改正する条例について中関係部分

#### 【納税課】

- ・議案第 89 号 小松市税条例の一部を改正する条例について中関係部分

### <上下水道局>

#### 【料金業務課】

- ・議案第 95 号 指定管理者の指定について中関係部分

## 6. 委員長報告の要旨

総務企画常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます「議案第 87 号議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び小松市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について」を初めとする議案 5 件であります。

これらの案件につきまして、活発な質疑応答を行い、慎重なる審査を行いました結果、賛成多数をもって、原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以下、審査の過程におきまして、さまざまな意見や要望が出されましたので、その一端について御報告申し上げます。

■はじめに、小松市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例についてであります。

平成 25 年 5 月 31 日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」において、マイナンバー（個人番号）を利用するため全国一律の法定事務や、国や地方自治体間で情報をやり取りすることなどを規定しております。しかし、冒頭の番号法で定められた事務以外で市独自の行政事務を行う場合や、庁内での情報連携でマイナンバーを利用する場合、条例に規定する必要があるため、今回条例案が上程されたものであります。

マイナンバー制度について、市民サービスの向上、行政の効率化につながるよう、また、個人番号などの個人情報の漏えいがないよう、慎重、かつ適正に事業を進めるよう求めました。

■次に、議案第 95 号 指定管理者の指定についてであります。

小松市安宅コミュニティセンターを安宅町町内会に対し、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの期間、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、指定管理するものであります。

石川県翠ヶ丘浄化センターが平成元年から稼働された折、地域からの要望のもと、助成金を活用して上下水道局が建設し、所管しているとのことであります。

安宅コミュニティセンターについては、利用目的・利用内容を鑑み、市民にわかりやすいように、適正な部署への所管換えをするなどし、整理・一元化するよう求めました。

以上